

社会福祉・保育実践の前提となる「日本国憲法から見た子どもの権利条約」

—子どもの権利条約 第3条・第6条・第2条・第12条を中心として—

○ 川崎医療福祉大学 橋本勇人 (003560)

中川智之 (川崎医療福祉大学・010079), 岡正寛子 (川崎医療福祉大学・005744)

森本寛訓 (川崎医療福祉大学・005813), 松本優作 (川崎医療福祉大学・009037)

種村暁也 (川崎医療福祉大学・010093),

キーワード: 子どもの権利条約, 日本国憲法, 条約と憲法の関係

1. 研究目的

1989年に国連総会で採択され、1994年に批准された児童の権利条約（以下「子どもの権利条約」という）は、近年の児童福祉法改正により、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり…」と規定され、2022年に成立した「こども基本法」でも、「この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり…」と規定された。これを機に、「子どもの権利条約の精神」によった社会福祉・保育実践の議論が百花繚乱の状態となっている。しかし、子どもの権利条約に関しては国際法研究者が、日本国憲法に関しては憲法の研究者が中心となってきたこともあり、社会福祉・保育実践の場面で、「子どもの権利に関する制度と社会福祉・保育実践の関係」、「法体系の中での子どもの権利条約」、「憲法の規範性と子どもの権利条約」について十分に意識されているとはいえない。そこで本稿では、上記の3点に「日本国憲法から見た子どもの権利条約の第3条・第6条・第2条・第12条」を加えた4点を整理することにより、社会福祉・保育実践の前提となる「日本国憲法から見た子どもの権利条約」の一部を提示することを目的としている。

2. 研究の視点および方法

分析対象である子どもの権利条約については、英語版、政府訳を用い、波多野（1994）等の解説を参照した。子どもの権利条約を含む制度と社会福祉・保育実践との関係については、岡村（1983）の考えに基づき整理した。また、子どもの権利条約と日本国憲法の関係については、判例及び宮沢（1959）、芦部（2015）、高橋（2005）、佐藤（1995）らの憲法学の通説的見解に基づき整理した。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の「研究倫理規程」に基づき配慮した。COI（利益相反）はない。

4. 研究結果

(1) 子どもの権利に関する「制度」と「社会福祉・保育実践」との関係

ここでは、岡村（1983）の「自発的な社会福祉」⇨子どもの権利に関する「社会福祉・保育実践」、「法律による社会福祉」⇨子どもの権利に関する「制度」と考えることができる。そうすると、子どもの権利に関する「社会福祉・保育実践」から、子どもの権利に関する「制度」へ、さらに「社会福祉・保育実践」へという循環の中で、子どもの権利に関する「制度」と「社会福祉・保育実践」との関係を考えることになる。

(2) 法体系の中での子どもの権利条約

法体系の中での子どもの権利条約を表したものが図1である。

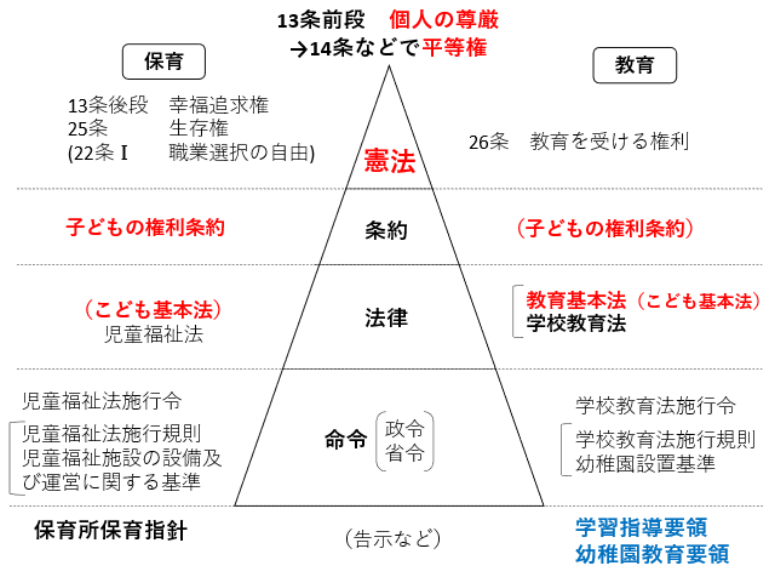


図1 法体系の中での子どもの権利条約 (出典) 橋本 (2024)

(3) 憲法の規範性と子どもの権利条約

憲法の規範性には、要請規範・許容規範・禁止規範があり、子どもの権利条約は特に憲法上の許容規範（憲法上、権利を認めることが許容される）の場面でより意味をもってくる。なお条約と法律との関係で条約は、抽象的権利説（立法義務説）に近い機能を果たす。

(4) 日本国憲法から見た子どもの権利条約の第3条、第6条、第2条、第12条

子どもの権利条約では、第2条（差別の禁止）、第3条（児童の最善の利益）、第6条（生命に対する権利）、第12条（意見表明権）が重要とされる。日本国憲法の個人の尊厳（13条前段）、幸福追求権（13条後段）、法の下での平等（14条）、生存権（25条）という構造からすると、子どもの権利条約の重要な条文の並びは、第3条、第6条、第2条、第12条と整理するのが論理的であり、第12条および第6条の一部に子どもの権利条約の特徴がある。

5. 考察

上記の憲法との関係に留意した、子どもの権利条約の社会福祉・保育実践が必要となる。

(文献)

- 1) 芦部信喜 (2015) 『憲法第六版』 岩波書店。
- 2) 橋本勇人 (2024) 「多様性を包摂する教育と福祉の関係：多様性を支える日本国憲法とともに」 『日本学校教育学会年報』 6,72-88。
- 3) 波多野里望 (1994) 『逐条解説児童の権利条約』 有斐閣。
- 4) 宮沢俊義 (1959) 『憲法Ⅱ新版』 有斐閣。
- 5) 岡村重夫 (1983) 『社会福祉原論』 全国社会福祉協議会。
- 6) 佐藤幸治 (1995) 『憲法第三版』 青林書院。
- 7) 高橋和之 (2005) 『立憲主義と日本国憲法』 有斐閣。